

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 29 年度第 1 四半期）**  
**デリバティブ関係(為替系)**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	28年度(あ)第157号
申立ての概要	説明不十分により締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引について、税務調査により評価益の計上を指摘され、課税対象となった。B銀行に対して課税相当額の補てんを求める。</li> <li>・ 当社は、B銀行から本件契約に係る為替変動リスク等の説明は受けたが、評価損益の計上方法については一切説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は、A社に対し、本件契約締結に当たり、本件契約による評価損益の計上について説明し、また、税務処理等は税理士等の専門家に相談するように説明している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、B銀行との為替デリバティブ取引により評価益が生じているのであり、A社に課された法人税等を経済的損失と認めることはできないことから、業務規程 27 条1項7号(経済的損失が認められない場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 29 年4月 10 日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。